

区内事業者の皆様へ

## 入札・契約制度の変更について

### 1. 工事請負契約における前払金限度額の引上げ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、建築資材の輸入停滞や製品工場の稼働縮小、原材料の高騰などを踏まえ、工事受注者の資金調達の円滑化を支援し、適正な施工を確保するため、前払金限度額を引き上げます。

項 目	令和3年度まで	令和4年度から
前払金限度額	2億円	<b>4億円</b>

### 2. 工事請負契約における最低制限価格等の引上げ

工事請負契約における最低制限価格等の算定基準について、国の基準の見直しに伴い、以下のとおり引き上げます。

#### (1) 最低制限価格制度における最低制限価格

令和3年度まで	令和4年度から
予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲内で以下①～④の合計額	予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲内で以下①～④の合計額
① 直接工事費×97%	① 直接工事費×97%
② 共通仮設費×90%	② 共通仮設費×90%
③ 現場管理費×90%	③ 現場管理費×90%
④ 一般管理費×55%	④ 一般管理費× <b>68%</b>

#### (2) 低入札価格調査制度における低入札価格調査基準価格

令和3年度まで	令和4年度から
予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲内で以下①～④の合計額	予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲内で以下①～④の合計額
① 直接工事費×97%	① 直接工事費×97%
② 共通仮設費×90%	② 共通仮設費×90%
③ 現場管理費×90%	③ 現場管理費×90%
④ 一般管理費×55%	④ 一般管理費× <b>68%</b>

※ (1)(2)ともに、建築工事（建築設備工事を含む。）については、予定価格を構成する現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、最低限価格等の算定にあたっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に10分の1（昇降機設備工事にあつては10分の2）を乗じた額とする。

### 3. 工事請負契約における最低制限価格等の公表

公共工事の入札及び契約の過程のより一層の透明性を確保するため、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格を公表します。

項 目	令和3年度まで	令和4年度から
最低制限価格制度における最低制限価格	非公表	<u>事後公表</u>
低入札価格調査制度における低入札価格調査基準価格	非公表	<u>事後公表</u>

### 4. 総合評価入札制度における地域貢献度評価点上限の撤廃

項 目	令和3年度まで	令和4年度から
地域貢献度評価点(8項目10点)	8点(上限)	10点(満点)

### 5. 専任を必用とする主任技術者の兼務要件の見直し

専任を必用とする主任技術者の兼務の取扱いについて、兼務を認める要件の見直しを行いました。

主な要件の変更箇所

項 目	令和3年度まで	令和4年度から
兼務することができる工事	豊島区が発注する工事	豊島区が発注する工事に限らず、区が発注する工事以外の工事(民間企業等が発注する工事を含む)
兼務することができる工事現場	工事現場が豊島区内にある	現場間の距離が概ね10km以内である

詳細は「豊島区専任を必要とする主任技術者の兼務の取扱いに関する運用基準」をご参照ください。

### 6. 監理技術者の専任義務の緩和

建設業法の改正により、監理技術者の専任義務が緩和されました。豊島区発注工事においても、区が定めた要件を満たす場合に監理技術者(特例監理技術者)の兼務を認めることとします。

詳細は「監理技術者の専任義務の緩和について」をご参照ください。

### 適用時期

令和4年4月1日以後に行われる入札公告等を行う案件より適用します。